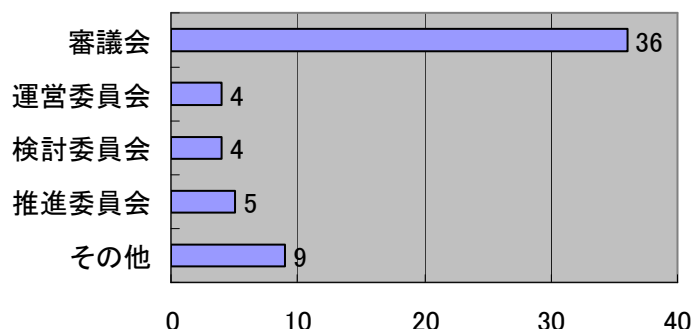


会の基本的な事項について

問1（1）名称

審議会	36	62.1%
運営委員会	4	6.9%
検討委員会	4	6.9%
推進委員会	5	8.6%
その他	9	15.5%
合計	58	100.0%



- その他 ・ 協議会（2） ・ モニター会議  
 ・ 検討部会 ・ 準備委員会  
 ・ 策定委員会（2） ・ 審査委員会（2）

（2）名称選択の理由

- ・ 法律、条例、規定に基づき名称を選択。（2 2）
- ・ 合併特例法に位置付けられた審議会。（1 2）
- ・ 公民館の運営審議会であるため。
- ・ 条例を検討するための会であるため。
- ・ 条例（仮称）案の検討を行うため。
- ・ 対策を検討するため。
- ・ 住民ニーズに適合した効率的な行政システムを構築する行政改革を推進する目的から。
- ・ 推進していくことを目的としているから。
- ・ 目的をそのまま名称として使用したため。
- ・ 会の趣旨、目的にふさわしいから。
- ・ 有識者に審議していただくことが適切であると  
考え審議会とした。
- ・ 計画書を策定するために設置した委員会であるため、策定委員会とした。
- ・ 市民の手で進めていく会だから。
- ・ 協議をする会のため。
- ・ 調整事項の審議及び意見の答申をする。市民生活に少なからず影響を及ぼすため。
- ・ 業者の決定など施策の決定に大きく反映するため。
- ・ 委員会の提言を受け、具体案を検討するために本会を設置した。
- ・ 現在、正式な会ではない。有志の会の人たちが命名した。

問2（1）開催の要項

●期 間

1ヶ月間	2
2ヶ月間	1
7ヶ月間	1
8ヶ月間	5
9ヶ月間	1
10ヶ月間	2
1年間	1 8
2年間	3
10年2ヶ月	1 3
不明	6
無回答	6
合計	5 8

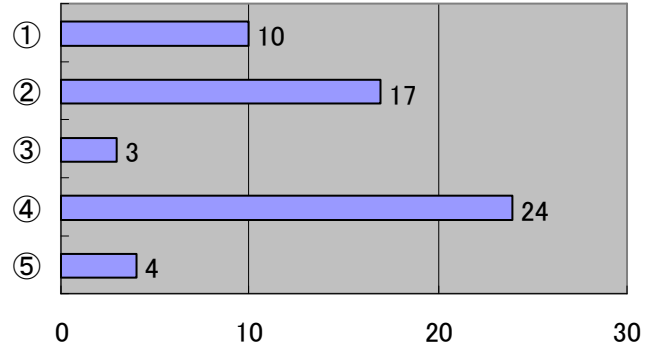
●回 数

全1回	3
全2回	2 6
全3回	1
全4回	3
全5回	2
全6回	2
全9回	1
今までに2回開催（*現在進行中）	1
随時開催	1
恒常的設置であり、年2回までの開催を想定	1
未定	1
無回答	1 6
合計	5 8

①回数は予め決められており、増減はできない	10
②回数は予め決められているが、会合の進捗状況により変更可能である	17
③回数は会合の中で、構成委員によって決定する	3
④その他	24
⑤無回答	4
合計	58

その他

- ・館長が必要に応じ、招集する規定。(2)
- ・全協議項目が完了するまで開催。
- ・通常は年1回。
- ・必要のあるごとに開催。(2)
- ・事業の2ヶ月ほど前に1回開催。
- ・行政側の必要に応じて決定。
- ・管理者の長である市長の諮問があれば開催。
- ・協議書の規定により開催 市長の諮問等 (1 1)



● 1回の所要時間

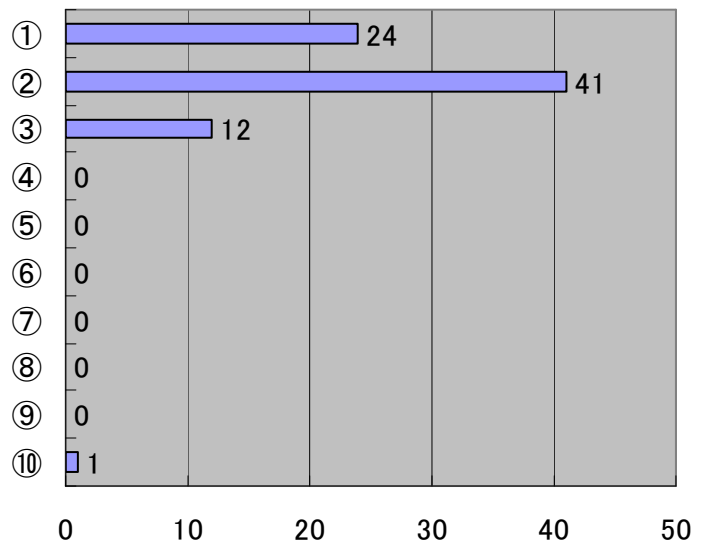
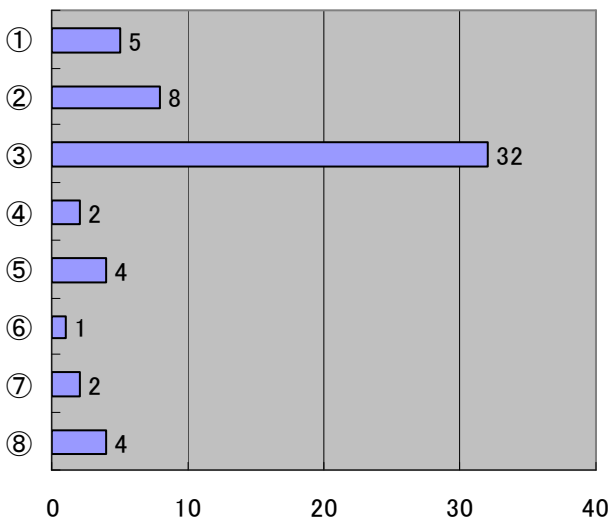
① 1時間	5
② 1～2時間	8
③ 2時間	32
④ 2～3時間	2
⑤ 3時間	4
⑥ 3～4時間	1
⑦ 5時間	2
⑧ 無回答	4
合計	58

● 開催日時 (複数回答可)

① 平日午前	24
② 平日午後	41
③ 平日夜	12
④ 土曜日午前	0
⑤ 土曜日午後	0
⑥ 土曜日夜	0
⑦ 日曜日午前	0
⑧ 日曜日午後	0
⑨ 日曜日夜	0
⑩ その他	1

その他

- ・会場や委員の都合により決定



## (2) 開催日時の決め方

- ・事務局と会長、委員長との協議で決定。(25)
- ・館長と審議会長との協議で決定。
- ・会議で諮る議題により決定。
- ・委員長、副委員長の日程を確認の上、出来るだけ早めに各委員へ案内。(2)
- ・会長か副会長の都合の良い日。
- ・外航海運船主の都合により決定。
- ・医師の意向で木曜日に開催。時間は1時間の予定。
- ・会長、ほか委員の都合により決定。
- ・第1回会議において決定。
- ・初回に年間のスケジュール概略を説明。
- ・一回目は事務局で決定、二回目以降は会の中で委員の都合を聞いて調整。(4)
- ・予め事務局で日程を決め、各委員の出席状況を確認したうえで決定。
- ・前年度に、次年度の日程を検討。
- ・委員会において決定。
- ・委員と相談し決定。(4)
- ・部会メンバーと協議。
- ・進捗に合わせ、担当課において決定。
- ・会場の空き状況。(3)
- ・年度末の末月。
- ・検討議題ができて開催することを決定。案内状を送付してから約1ヶ月後。
- ・委員の確定時期と会議で諮る議題により決定。
- ・未定。必要に応じ、館長が召集。

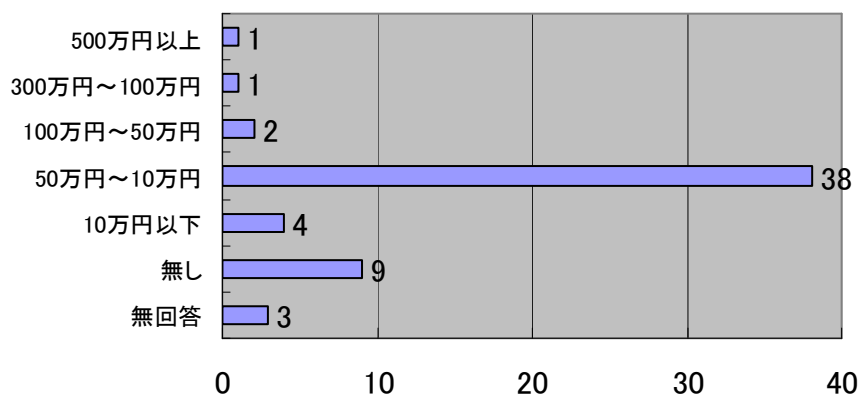
## (3) 構成委員が出席しやすいように、配慮したこと

- ・医師の意向を優先しており、他の構成委員については配慮していない。
- ・広域な市域のため、移動時間を考慮して午後の開催とした。(3)
- ・開催日をできるだけ早期に案内した。(6)
- ・開始、終了時間が委員の負担にならないように考慮した。
- ・主婦、高齢者が出席しやすい時間帯とした。
- ・終了時に、次回日程を提案し、委員の了解を得た。
- ・時季による開始時間の決定。
- ・二回目以降は会の中で委員の都合を聞いて調整。(4)
- ・会議室が少ないため、大まかな日を決めて、委員と会場の都合を考えて決めた。
- ・委員の就労状況により日時を決定した。
- ・勤務時間終了後に開催した。
- ・委員と相談し、平日の夜間に設定した。(4)
- ・委員の都合を確認した。スケジュール調整をした。都合を確認し、出席可能者が最多の日で決定した。(6)

## 問3 (1) 予算・決算

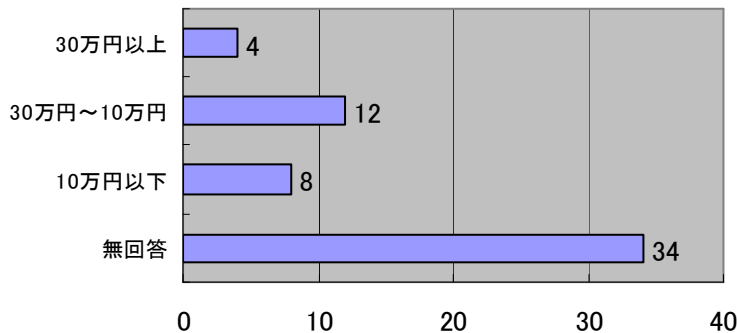
### ●予算額

500万円以上	1
300万円～100万円	1
100万円～50万円	2
50万円～10万円	38
10万円以下	4
無し	9
無回答	3
合計	58



●決算額

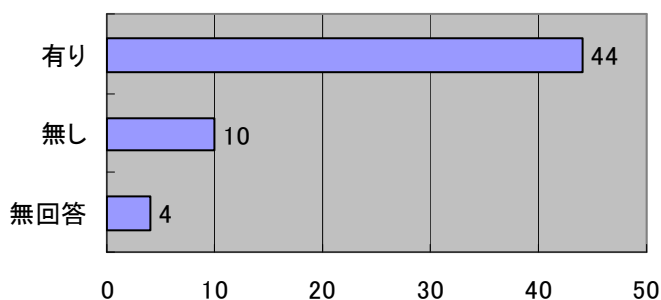
30万円以上	4
30万円～10万円	12
10万円以下	8
無回答	34
合計	58



●市民委員への報酬

有り	44
無し	10
無回答	4
合計	58

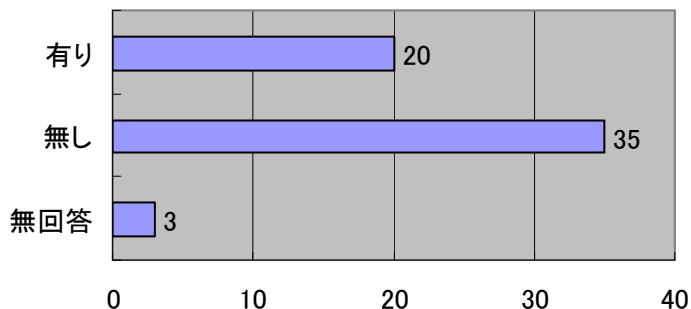
- ・ 10,000円/1人、1回
- ・ 6,700円/1人、1回 (41)
- ・ 6,700円/1人、2回
- ・ 6,000円/1人、1回



●交通費などの実費弁償

有り	20
無し	35
無回答	3
合計	58

(有) 但し市外の委員のみ (2)



問4 (1) 構成委員

●人数

- 男性 平均13.6人
- 女性 平均3.4人
- 合計 平均16.7人 (50)
- 無記入 (8)
- ※最小人数 8人
- ※最高人数 83人

●年齢層

- 平均 43.8歳～75.1歳 (38)
- 不明 (18)
- 無記入 (2)
- ※最年少 30歳
- ※最高齢 87歳

●出席率

100%	7
95%以上	1
90%以上	12
85%以上	14
80%以上	9
80%以下	7
不明	4
無回答	4
合計	58

●就任委員で、他の会の委員も務めている方

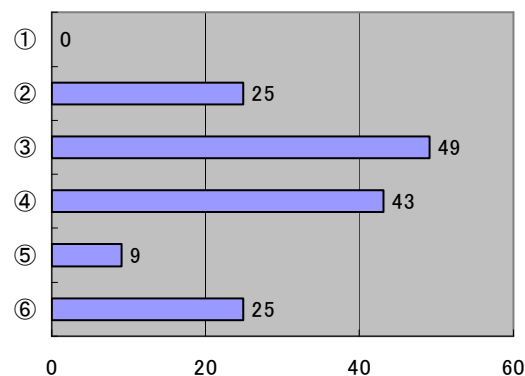
有る	30
無い	4
不明	3
無回答	19
合計	58

## (2) 委員就任の依頼先（公募以外について）（複数回答可）

①テーマに精通した県外の学識経験者・専門家	0
②テーマに精通した県内の学識経験者・専門家	25
③自治会や婦人会など地域に根ざす任意団体	49
④青年会議所、社会福祉協議会他、地元を代表する組織	43
⑤テーマに応じて掘り起こした市民団体	9
⑥その他	25

その他

- ・各障害者団体
- ・今治市体育協会
- ・ボランティア団体連絡協議会
- ・今治商工会議所
- ・今治市役所、庁内職員
- ・水産加工業、飲食業、船主
- ・テーマに精通した市内の学識経験者等（11）
- ・候補者に個別に打診
- ・障害者団体連合会
- ・今治市老人クラブ連合会
- ・観光に関わりのある団体
- ・職業安定所
- ・関係行政機関
- ・地域内の学校長



## (3) 委員の年齢制限

①年齢制限はなかった	57	98.3%
②年齢の上限を定めた（ 歳）	0	0.0%
③年齢の下限を定めた（ 20 歳）	1	1.2%
④その他	0	0.0%
合計	58	100.0%

※ (3) で②③に○を付した場合

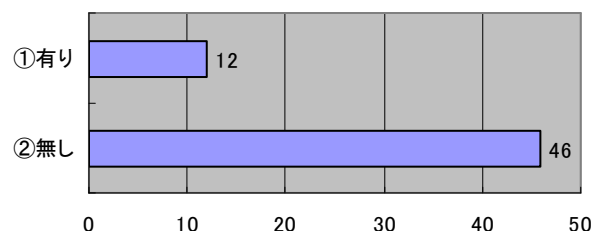
## (4) 年齢制限を設けた理由

- ・一般公募をしている他の自治体へ調査したところ、20歳以上が多かったため。

## 問5 (1) 委員の公募の有無

①有り	12	20.6%
②無し	46	79.3%
合計	58	100.0%

- ・公募の募集定員数 2～3人（1）
- 2人（5）
- 5人（6）



※（１）で①に○を付した場合

（２）公募の方法（複数回答可）

①ホームページで市民に周知した	2
②広報で市民に周知した	10
③その他	2

その他 ・コミュニティ放送で周知した。（２）

（３）公募委員について、付した条件

①小論文の提出を求めた	10
②特に何も付さなかった	0
③その他	2

その他 ・応募票の提出 活動内容やできることを記入（２）

（４）公募の結果

①予定定員を超えて応募があった	5
②予定定員をちょうど応募があった	5
③予定定員には満たなかったが、応募があった	1
④応募者がいなかった	1

※（４）で①に○を付した場合

（５）公募予定定員超過時の対応

①応募者全員に委員に就任してもらった	0
②先着順で委員に就任してもらった	0
③小論文提出を求めており、それにより選考した	3
④その他	2

その他 ・センターの利用頻度や地域性を考慮した（２）

※（５）で③に○を付した場合

（６）選考の際の留意点や配慮したこと（小論文の効果など）

- ・関係各課長による審査会を設け、小論文から意欲、構成力、独創性について採点し決定した。
- ・委員にふさわしい考え方や理解度を考慮した。
- ・選考委員会を設置し、選考基準に基づいて小論文を評価した。

※（４）で③④に○を付した場合

（７）公募予定定員数を満たすための手段（複数回答可）

①公募以外の委員に推薦を依頼した	0
②再度、広報に掲載した	0
③事務局から直接、一般市民に依頼した	0
④特に何もしなかった	1
⑤その他	2

その他 ・再公募する時間がなかったため公募委員なしで行った。  
・事務局から、学識経験者に依頼した。（２）

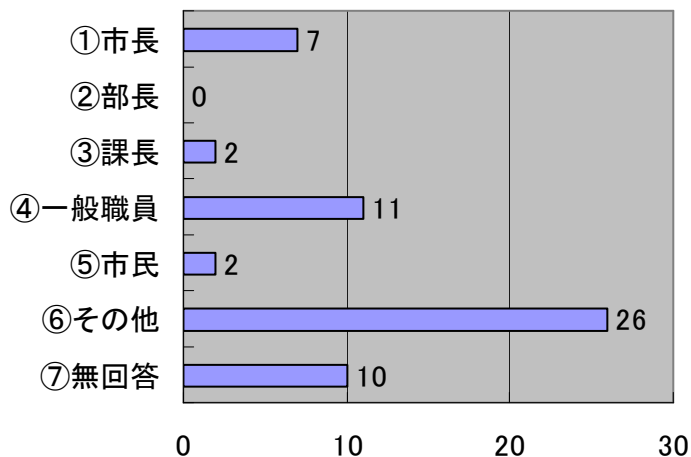
## 会の設置前のことについて

### 問6 (1) 会の設置の発意者

①市長	7	12.1%
②部長	0	0.0%
③課長	2	3.4%
④一般職員	11	19.0%
⑤市民	2	3.4%
⑥その他	26	44.8%
⑦無回答	10	17.2%
合計	58	100.0%

その他・各地域の地域教育課より発起。

- ・法律、条例、規定に基づく(8)
- ・文部科学省(2)
- ・今治市外航海運船主有志
- ・合併協議によるもの(11)

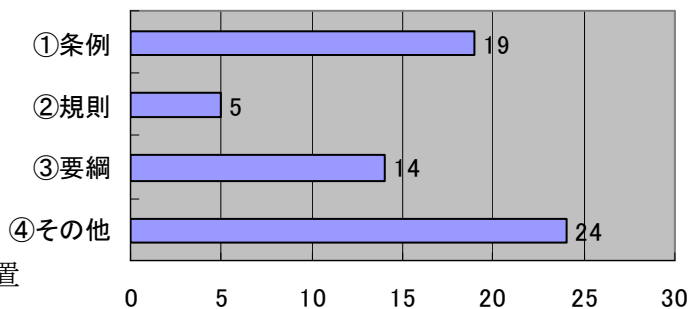


### (2) 会の設置の必要性(ニーズ)

- ・関係機関、団体等が相互に緊密な連絡を保ち、健康づくりに対する意識の高揚、効果的な健康づくりを推進するため。
- ・市の木、市の花は新今治市のシンボルの一つであり、有識者に審議して頂くことが必要。
- ・武力攻撃事態等から国民を保護するための措置に関し、広く住民の意見を求めるため。
- ・小学校統合への円滑な推進と教育的諸課題に対し、調査研究並びに協議を行うために必要。
- ・バリアフリーのまちづくりのためには、障害者、高齢者をはじめ市民の意見や要望を聴き、施策に反映させることが必要。
- ・多様な住宅ニーズに対応した魅力的な住まいづくり推進のために、市民や専門家の意見を聞くことが必要。
- ・放送番組の適正をはじめ、有線テレビ放送事業及び電気通信事業の適正を図るために必要。
- ・男女共同参画の推進に資するために不可欠。具体的な施策や重要事項を調査審議したり、市長に意見を述べたりできる。
- ・観光宣伝資材の作成において、デザイン、利便性、情報などを的確にとらえ、観光客の立場に立った選考を行う必要があるため。
- ・重要港湾である今治港の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項を調査審議するため。
- ・ごみ減量をしていくには、行政、市民、事業所がそれぞれ責任を分担し、相互に協力しながら推進していくことが必要のため。
- ・公民館の諮問機関として必要。
- ・施設の管理運営実施事業の内容等を諮問するため。
- ・公民館運営に地域のニーズを取り入れるため。より適切な公民館運営のため。公民館事業の企画実施の調査審議をするため。(4)
- ・施設の適切な管理運営、実施事業の内容等を諮問するために必要。
- ・条例制定に向けて、その内容を検討するため。
- ・地域に根ざす任意団体代表者や学識経験者等の意見を聞くことにより市民の理解をより得られるため。
- ・民間の意見を反映させるため。
- ・学識経験者や各種団体の多方面からの意見を取り入れることにより、運営が円滑になるため。
- ・専門家による審議が必要。
- ・専門家の意見、各団体の意見を広く求め協議するため。
- ・専門的な検討を効率的に行うために必要。
- ・情報をオープンにして、見直すとしていたため。
- ・外航海運会社からの次世代の人材不足による海事産業衰退を危惧する提言による。
- ・合併後も住民の声を施策に反映させ、きめ細やかな行政サービスを行っていくために、各地区の実情に応じた施策の展開に対する意見を表明するため。(11)
- ・合併により住民の意見が施策に反映されにくくなる懸念を払拭し、住民の自治意識の高揚を図り活力ある地域の創造を図るため。
- ・市の将来構想について、市民や関係団体の意見を聴くため。
- ・法律による。

### 問7 (1) 会の設置を定めたもの (複数回答可)

①条例	19
②規則	5
③要綱	14
④その他	24



その他

- ・法律、規定、設置要領 (10)
- ・特に規則等は定めずに、市長決裁により設置
- ・合併12市町村による協議書 (11)

### 問8 (1) 会の設置の規則や要綱の作成者

①市長	8	13.7%
②部長	1	1.7%
③課長	1	1.7%
④一般職員	23	39.7%
⑤その他	20	34.5%
⑥無回答	5	8.6%
合計	58	100.0%

- ④一般職員
- ・運営等について条例案を作成。
  - ・支所職員がたたき台を作成、本庁へ。
- ⑤その他
- ・国 (2)
  - ・今治市教育委員会
  - ・職員が案を策定し、市長が決裁。
  - ・条例案を基に担当者が作成し、市長まで稟議。
  - ・12市町村による合併協議会 (11)

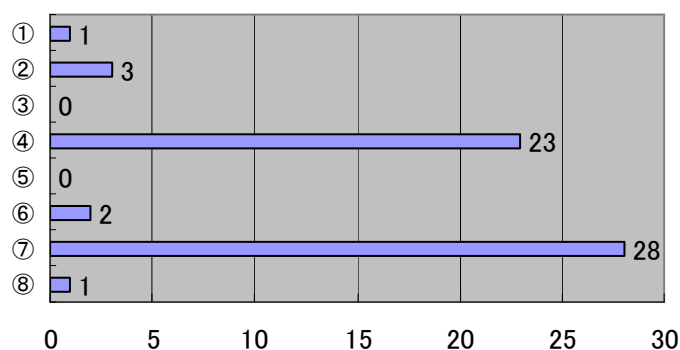
### 会の運営などについて

#### 問9 (1) 委員長・会長等の選出方法

①条例・規則・要綱等に従い、市長が指名し、就任した	1	1.7%
②条例・規則・要綱等に従い、行政職員が就任した	3	5.2%
③条例・規則・要綱等に従い、学識経験者が就任した	0	0.0%
④条例・規則・要綱等に従い、構成委員の推薦により選出、就任した	23	39.7%
⑤条例・規則・要綱等に従い、構成委員の立候補により決定、就任した	0	0.0%
⑥条例・規則・要綱等に従い、事務局より、就任を依頼した	2	3.4%
⑦その他 (具体的に)	28	48.3%
⑧無回答	1	1.7%
合計	58	100.0%

⑦その他

- ・条例、要領により規定。(2)
- ・委員長、会長は選出していない。(2)
- ・規則、要領に従い、委員による互選。(22)
- ・教育委員会が委嘱。





## (2) 委員長・会長等の選出についての配慮

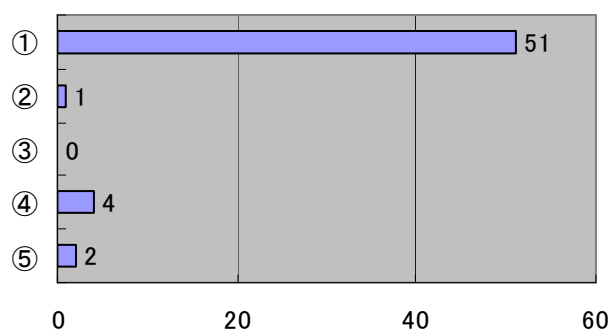
- ・全市域に委員がいるため、会長と副会長を陸地部と島嶼部から1名ずつ選出するよう配慮した。  
(会長：陸地部、副会長：島嶼部)
- ・行政全般に精通した専門者とした。
- ・人物的に優れている事とした。
- ・地域において長年、社会教育や学校教育に携わった経験豊かな人材とした。
- ・選任団体の現役職名によるあて職として会長職を提示した。
- ・委員の意向を尊重、反映した。
- ・構成委員に発議を促した。
- ・構成員の総意となるよう配慮した。
- ・委員に立候補の有無を確認した。
- ・構成員の公正な選出へ配慮した。

## 問10 (1) 事務局の担い手

①行政	51	87.9%
②外部のコンサルティング会社	1	1.7%
③市民	0	0.0%
④その他	4	6.9%
⑤無回答	2	3.4%
合計	58	100.0%

その他 ・公民館 (3)

・今治市障害者文化体育施設



## (2) 事務局の仕事の範囲

- ・委員の募集 (4)
- ・申請の受付 (4)
- ・開催案内 (16)
- ・会議の招集
- ・謝金等支払事務 (42)
- ・事前、事後事務 (4)
- ・伺い書作成
- ・会議題の作成 (2)
- ・資料作成 (17)
- ・議事録作成 (55)
- ・素案づくり (24)
- ・会の運営
- ・情報公開
- ・対外交渉及び具体的活動補助
- ・諮問回答案作成
- ・アンケート調査、分析、作業部会員の会議
- ・パンフレット、冊子、キャラクター、標語の募集
- ・次第作成
- ・会による案件の趣旨説明
- ・案注意説明、集計

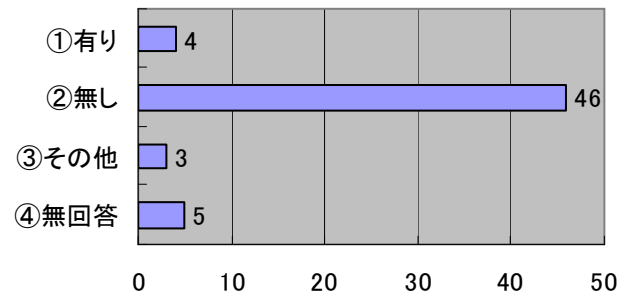
## (3) 事務局と委員長の事前協議や役割分担

- ・委員長に資料を事前に持参し説明。
- ・議事の内容、議案、内容の協議。(3)
- ・素案等を事前に協議。(2)
- ・議論の順番を決定。会の進行協議。(26)
- ・提案資料を協議。(28)
- ・意見の取りまとめ。(2)
- ・日程の調整。(2)
- ・委員長に諮問事項を事前説明。
- ・会長が決るまでの議事進行を事務局が行 (29)
- ・事務局が司会進行をする。
- ・会長が議長を務める。(2)
- ・必要に応じて協議等を行う予定。
- ・議案書の検討。

- ・提案資料を協議し、部会委員への事前説明。

### 問 11 (1) パブリックコメント募集の有無

①有り	4	6.9%
②無し	46	79.3%
③その他	3	5.2%
④無回答	5	8.6%
合計	58	100.0%



- ①今後、実施予定（市広報、ホームページで周知）
- ③これから募集を行う。現在検討中。  
今後必要のある事態になれば考慮。

### ※ (1) で①に○を付した場合

#### (2) 募集の方法と結果（複数回答可）

①ホームページで市民に周知し、コメントが寄せられた	3
②広報で市民に周知し、コメントが寄せられた	2
③ホームページで市民に周知したが、コメントが寄せられなかった	1
④広報で市民に周知したが、コメントが寄せられなかった	0
⑤その他（具体的に	0

### ※ (2) の①②に○を付した場合

#### (3) 寄せられたコメント数とその取り扱い

- 寄せられたコメント数**
- ・ 1 件
  - ・ 4 件
  - ・ 5 件
- 取り扱い方法**
- ・意見に対する回答を公表。
  - ・計画書を取りまとめる上で参考。
  - ・次の会の議題に乗せ検討。

#### (4) 構成委員以外の市民の意見の反映への配慮

- ・期間を設けて市民に市の木、市の花についての募集を行う。（市広報への折込みチラシ、ホームページ）
- ・保護者にアンケートを実施。その中で協議が必要なものは、委員会で協議。
- ・アンケート調査を実施。
- ・公民館内に目安箱を設置し意見を求めた。
- ・オブザーバーが意見を述べることを認めた。
- ・地域審議会より意見聴取。

## 会の成果・評価

### 問 12 (1) 会の終了後の取り組みについて

#### ① 提言書をまとめたか

はい	21
いいえ	20
無回答	5

#### ② 市長に答申したか

はい	23
いいえ	19
無回答	4

#### ③ 市議会に諮ったか

はい	6
いいえ	36
無回答	4

#### ④ 施策に反映されたか

はい	37
いいえ	3
無回答	6

### (2) 市民の意見が施策に反映されなかった場合、その理由

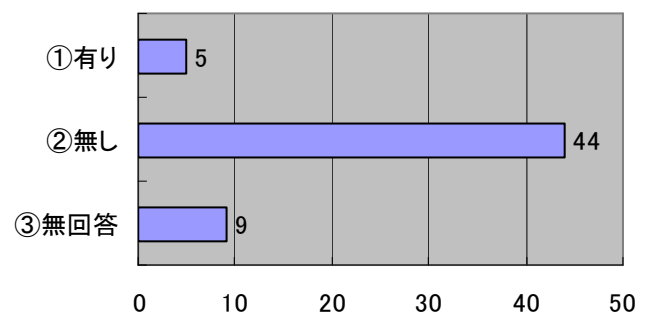
- ・公募委員の意見を行動計画に反映させた。
- ・最終的な選択肢が1つしかない場合は、よく協議し、結論を出していく。
- ・アンケート調査、各種団体へのヒアリング調査の結果を計画策定の提言、参考とする。
- ・地域審議会の答申事項が、本庁の施策に合わなかった為。
- ・補助事業の審査委員会であり、その結果に基づいて補助対象を決定した。(2)

### (3) 市民の意見を施策に反映するために、配慮したこと

- ・委員会でフリートークの機会を作った。
- ・条例上は、土、日曜日は休館となっているが、市民の利便性向上のため、土、日曜日でも開館している。
- ・アンケートの結果について、取り入れ可能なものは、最大限取り入れ、出来ないものについては、PTA代表者、自治会代表者によく説明し、ご理解いただいた。
- ・指摘事項を担当課にフィードバックした。
- ・答申について、市ホームページにて、パブリックコメント募集を行った。
- ・提言項目が多く、対応が十分出なかった。(2)
- ・反映されるように審議し実施した。
- ・地域住民やその代表である自治会長等と日ごろから接し、要望等を聞いている。
- ・住民の意見を各種事業の企画に生かす。
- ・委員の意見は積極的に取り入れている。
- ・市長の諮問に応じて答申のあった事項について、意見を尊重し施策の検討を行う。(11)

### 問 13 (1) 会合の評価の有無

①有り	5	8.6%
②無し	44	75.9%
③無回答	9	15.5%
合計	58	100.0%



## ※①に○を付した場合

## (2) 評価の基準及び結果

評価の基準	・住民の要求に合っているか。社会の変化に対応した事業か。 ・出席率、発言回数、発言内容、審議内容、検討内容による
評価の結果	・良 (3) ・すべての評価は記入不能

## ※②に○を付した場合

## (3) 会合の評価 (5段階 高5 → 低1)

A. 会の内容について ・3 (6) ・4 (19) ・5 (4) ・評価無し (3)

(評価の理由)

評価3	・委員から提出した会議資料に対し、追加の資料提示等がない。 ・平成11年度に初めて会が設置され、翌年度には市長へ提言書を提出した。設置当初と比較すると、全庁的な取り組みが薄れている気がする。 ・翌年度の施策に意見が反映できている。 ・公民館事業等（盆おどり大会、市民大清掃、防犯関係）の問題点について具体的に改善する意見が出た。	評価4	・活発に意見が出て、かなり高密度な審議が行われ、最高点に近いと思われた。 ・自由活発な意見交換ができている。 ・運営委員会の目的をほぼ達成している。 ・意見が出て、事業をやる気運が高まった。 ・多数の委員から前向きな意見が出た。 ・短期間にて、答申書が作成された。 ・議案書を基に、高度な意見感想が交わされた。全議案の解決には至らず保留という形で残る議案もあった。 ・地域の課題を真摯に協議し、市に対して建設的な意見を述べている。(11)
評価5	・議題に関し、積極的な意見が出された。(2) ・地域に密着した公民館活動に向け住民の声が反映される重要な会議となった。 ・最終的に良い計画書の作成ができた。	評価無し	・資料の説明後意見が少ない。 ・必置的審議機関であり、委員の自由な意見表明が第一であるため評価困難。

B. 会合の準備段階や運営方法について ・3 (8) ・4 (18) ・5 (2) ・評価無し (4)

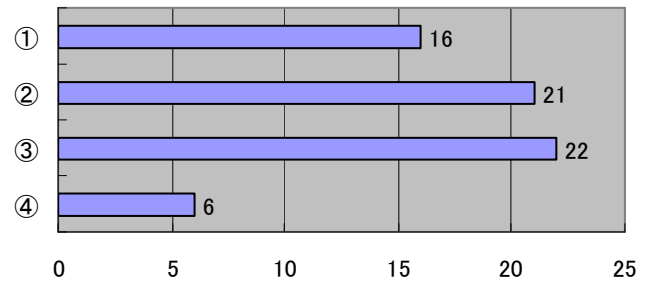
(評価の理由)

評価3	・普通であった。 ・運営方法への委員から提案がない。(3) ・事務局の進行に対し、委員から積極的な意見が述べられる。 ・議案内容決定、案内状発送、提案資料作成などの準備や運営に関しては、通常任務なので評価の良否は問えない。		に反映する余地がある。
評価5	・出席数が多く、運営がスムーズだった。(2)	評価4	・先進市の情報利用により、時間が少なかった割に順序よく、テキパキと行えた。 ・能率よく委員会審議がなされている。 ・会長の運営により活発な意見が出た。 ・公開にて運営された。 ・事業の成果や問題点を提案し、話し合いがスムーズにできた。 ・自主的な地域課題への取り組みや、事務局との連絡調整が円滑である。(11) ・ほぼ計画通りに進捗できた。
評価無し	・年度当初の会であったため、担当者の移動があり準備、運営等不十分であった。 ・必置的審議機関であり、委員の自由な意見表明が第一であるため評価困難。 ・委員とデザイン作成者との意見交換の機会を増やし、次回の準備(デザイン作成)		

**情報公開**

**問 14 (1) 会の設置（或いは市民委員を公募した場合はその募集）時、会の必要性や手順、目的などの情報を誰にどのように提供したか（複数回答可）**

①HPに掲載し、全市民に提供した	16
②広報に掲載し、全市民に提供した	21
③提供しなかった	22
④その他	6



その他

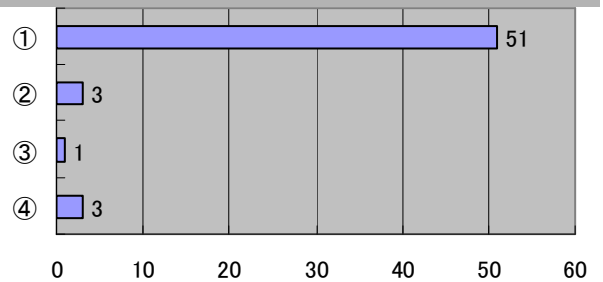
- ・地域版広報に掲載。
- ・概略を市広報、HPに掲載
- ・地区別懇談会開催の際に地区住民に説明
- ・問い合わせがあれば情報を提供。
- ・担当課会の組織及び運営について条例として議会で審議。
- ・準備段階の会であるため提供していない。

**(2) 会の設置前の情報提供への配慮**

- ・周知媒体を検討した。
- ・地元地域（自治会）の要請によって行われ、市がその要請を受ける形で、委員会が発足した。
- ・合併協議により設置された。（11）

**問 15 (1) 会合毎の会議録作成**

①作成した	51	87.9%
②作成しなかった	3	5.2%
③その他	1	1.7%
④無回答	3	5.2%
合計	58	100.0%



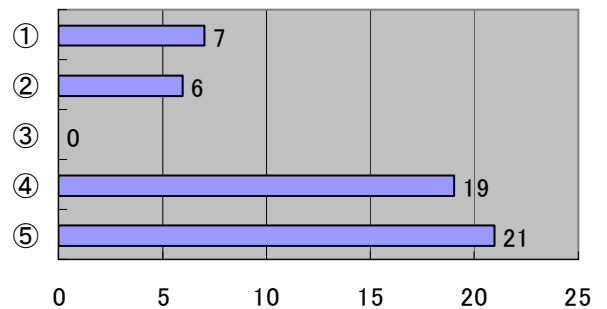
その他

- ・報酬を支払う等正式な会議については、作成。その他は未作成。

**※ (1) で①に○を付した場合**

**(2) 会議録の公開（複数回答可）**

①構成委員に送付した	7
②HPに掲載し、全市民に公開した	6
③広報に掲載し、全市民に公開した	0
④公開しなかった	19
⑤その他	21



- その他
- ・開示要求はない。
  - ・要請があれば、公開する。
  - ・会議結果報告書（要約版）をHPに公開（11）
  - ・概略、審査結果を市広報、HPに掲載。（3）
  - ・関係委員から関係者（保護者等）に伝達されている。
  - ・関係各課長に送付。・市長に報告
  - ・部内に提出                      ・担当課に提出。
  - ・予算、決算の説明が主であり市議会委員会等で説明。

※（２）で①②③に○を付した場合

（３）会議録公開の前の構成委員確認の機会

①有り	9
②無し	4

（４）会議録作成・公開についての配慮

- ・発言内容をそのまま、会議録としている。（２）
- ・議題、議事内容として要旨をまとめた。
- ・全文の会議録は作成していないが、要旨の会議録を作成し庁内文書として保管している。
- ・全文録を公開すると長文になり、見る側にとっても見づらくなるため、概要を掲載した。その際、発言者の趣旨が変わらないよう注意した。（２）

問 16（１）傍聴の可否

	可能	不可能	無回答
① 一般市民	30	13	15
② マスコミ	30	13	15

その他

- ・定めていない。（２）
- ・要望があれば委員会で検討。
- ・議会の委員には案内を送付した。
- ・デザインの選考のため、著作権、著作権に対する注意が必要だと思われる。
- ・傍聴を検討したことがない。
- ・傍聴希望者がいた場合、委員会に諮って決定。
- ・規定が無いため、市長の判断が必要となる。

（２）その理由

**可能** ・非公開の理由がない場合は、公開してもよいと思われる。

- ・特に非公開扱いとしていないため。
- ・広く市民に情報提供を行うため。
- ・情報公開に配慮。
- ・個人的な情報が協議されることもなく傍聴を拒否する理由はないと思われる。
- ・傍聴は可能であったが、座席がなかった。
- ・協議書により、会議は原則公開となっている。（１２）

**不可能** ・個人情報保護のため。

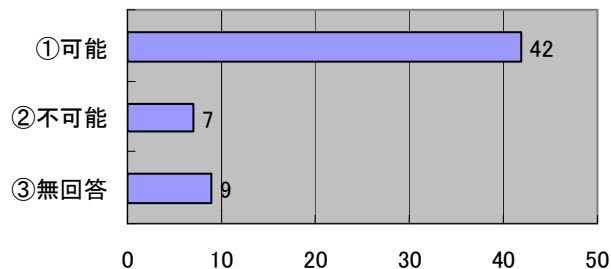
- ・会の日程等は公開していないため。
- ・構成委員のみ案内状を発送しているので、一般市民やマスコミに情報を提供していないから。
- ・傍聴を認めない規定等があるわけではないが、委員の自由な意見表明を第一に考えているためか、審議会の中でも検討されていない。
- ・委員の総意による。
- ・関係者以外周知していないため。

**その他** ・傍聴の要請はいままではなかったから。（２）

- ・議会、行政、民間人の委員会で作成するため。
- ・傍聴していただいても何ら問題はない。
- ・開催案内を委員にのみ発送しているため。
- ・デザインの選考のため、著作権、著作権に対する注意が必要。

### 問 17 (1) 会合の録音・録画の可否

①可能	42	72.4%
②不可能	7	12.1%
③無回答	9	15.5%
合計	58	100.0%



その他 要望があれば委員会で検討 (2)

### (2) その理由

#### 可能

- ・会議録を作成するため。(9)
- ・個人的な情報が協議されることもなく傍聴を拒否する理由はないと思われる。
- ・公開としているため。
- ・オープンな会であるため
- ・審議会の冒頭に事務局から録音の許しを得ている。
- ・傍聴していただいても何ら問題はない。
- ・協議書により、会議は原則公開となっている。(11)

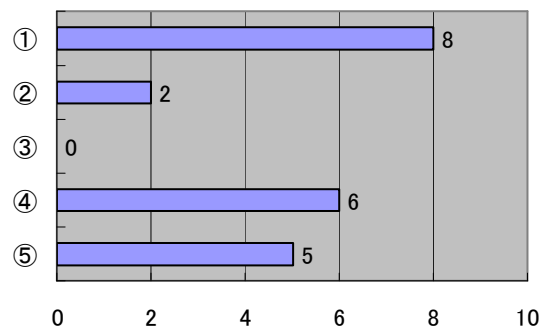
#### 不可能

- ・公開すべきものでないから。
- ・会議を開催する場所が、録音可能で無いため。
- ・要綱に規定が無いため、市長の判断が必要となる。
- ・デザインの選考のため、著作権、著作権に対する注意が必要。

※提言書をまとめた場合、ご回答ください。

### 問 18 (1) 提言書の公開 (複数回答可)

①構成委員に送付した	8
②HPに掲載し、全市民に公開した	2
③広報に掲載し、全市民に公開した	0
④公開しなかった	6
⑤その他	5



その他 ・答申書を作成する予定。

- ・審査結果を市広報、HPで掲載した。(2)
- ・提言が有れば次回の協議会で説明又は個別に委員に説明。
- ・現在進行中。

※ (1) で①②③に○を付した場合

### (2) 提言書公開の前の構成委員の確認の機会

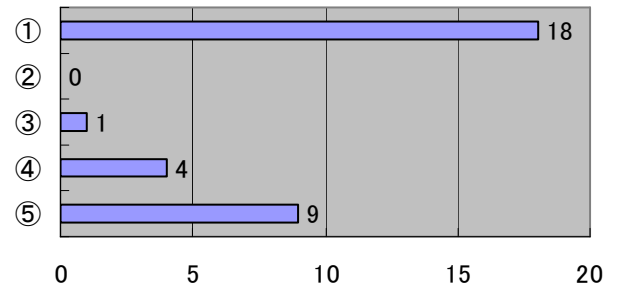
①有り	8
②無し	0

まだ、答申書に至っていないが、委員には確認する予定。

※会合の結果を受けて、施策化されたものがある場合

問 19 (1) 施策化された内容の情報公開

①構成委員に実現した旨を伝えた	18
②HPに掲載し、全市民に伝えた	0
③広報に掲載し、全市民に伝えた	1
④公開しなかった	4
⑤その他	9



その他・ほぼそのままの内容で条例化されHPに掲載した。

- ・翌年度の委員会にて報告。(2)
- ・補助事業の審査委員会なので、認められたものは事業実施。
- ・現在進行中。

問 20 (1) その他、情報公開について、配慮したこと

- ・積極的に公開する方法を考慮した。
- ・各種団体の会で説明をした。

**意見**

問 21 (1) 今後、会合を開催する際に重視したい課題、考慮したい事項

- ・第1回目は会の立上げと市民の公募の方法の協議が主であった。今後開催の第2回以降の審議会が重要となる。議事録等は当然作成する予定だが、内容の公表、傍聴、録音等の可否については第2回の議題と考えている。また、審議会完了後の会の成果や評価も今後の課題である。
- ・意見を幅広く聴かせてもらう。(2)
- ・各界各層からの意見を聴取できるような委員構成を検討したい。
- ・市民の利便性向上。
- ・バリアフリーモニター会議において、市内の問題箇所を指摘していくことも必要であるが、心のバリアフリーを進めていくための具体的方法を考慮しなくてはならない。
- ・委員からの提案等が、福祉の向上につながるものであれば、積極的に取り入れていきたい。その結果も、再度委員会にて評価を受けたい。
- ・会の協議に相応しい、偏りのない均衡の取れた委員構成とし、発言の機会も同様の注意、配慮が必要である。
- ・有名無実の会にならないよう、地域住民が望む事柄が市政に反映できる会となることを望む。
- ・全員が参加できるように早めの日程通知、討議資料の事前配布により、議論を深めたい。
- ・回数や時間をかけず、内容の濃い充実した会合を実施したい。
- ・デザイン(案)(作成業者)の意図を直接委員に伝える機会がない。相互の意見を明確に伝え、今後の事業に反映する工夫を考えていきたい。
- ・情報の公開。
- ・港湾法に基づき、港湾管理者の長である市長の諮問に応じ、重要港湾である今治港の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項を調査審議していく。



## 問 22 (1) 市民に期待すること

- ・様々な業務や分野において、市民の方々の積極的な参加を期待している。いろんなご意見を頂くことも大切だが、あわせて直接的に市の業務に関与していただくようなことも必要になってくるのではないかと考えている。例えば、身近な公園の清掃等にどんどん参加していただくような場合である。
- ・まちの課題に対して、行政と市民が一方通行の意見を述べるのではなく、本当の意味で互いに協力し解決していく姿勢が求められるのではないかと思う。
- ・委員会等、市民の代表の方々が策定した計画等を施行するにあたり、適切な運営が出来るように協力いただけるようお願いしたい。
- ・地域特性を活かしたまちづくりを進めていくために、市民の方の建設的かつ率直なご意見を聞かせていただきたい。
- ・積極的に参画していただきたい。
- ・合併前、合併後と施策、制度は、大きく様変わりした。戸惑い、不満を感じることも多くあると思う。要望すべき点、改善すべき点は、どしどし述べてほしい。
- ・市民が行政に関心をもち、積極的に意見を伝えていただきたい。
- ・障害者とのなおいっそうの交流をお願いしたい。
- ・障害者に対する正しい理解をしていただきたい。
- ・観光関係者の方に現場の生の声を聞かせていただいている。今後も引き続き意見をいただき、観光イメージの構築と誘客促進につなげたい。
- ・共に市政に貢献していただきたい
- ・市長の諮問に応じて、重要港湾である今治港の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項を調査審議していただきたい。

## 問 23 (1) その他、感じていること、本アンケート実施について

- ・当審議会は出来たばかりであるため、現段階では適切な回答ができない部分が多々あった。
- ・アンケートの結果を可能な範囲で公開をしていただければ、今後の参考にさせていただきたい。
- ・行政において、今後は市民参加のまちづくりを重要施策として位置づけていくべきだと思う。
- ・委員を幅広い層から要請しているが、住民の要望がどれ程、取り上げられているのか疑問である。
- ・会の趣旨にもとづいて、幅広く意見を聞き、市制に反映できる会にしなければならない。
- ・各委員の意見から、民間の方の視野の広さを感じている。